

制度変動の過程（2）

村上直樹

要旨：前号において、我々は、変革型制度変動における変革（志向）主体がどのような過程を経て形成されるのかを説明し、さらに変革（志向）主体の類型区分を呈示した。また、変革型制度変動において大きな役割を果たしている変革（志向）主体以外の諸主体——抵抗主体、変革支援主体、変革容認主体、変革否認主体——がどのようなものであるのかを示した。引き続き本号では、まず、シュッツの言う「手持ちの知識」の一部分に相当する「実践的社会理論」が、変革型制度変動における諸主体の形成にどのように関わっているのかを説明したい。ついで、変革（志向）主体が、制度を変革するために実質的にどのような作業を行っているのかを整理したい。さらに、変革（志向）主体が、「変革すべき現実」のプラクティカルな構成を通して、変革支援主体及び変革容認主体を獲得する作業を行っていることを指摘したい。

3. 実践的社会理論と変革型制度変動における諸主体の形成

変革型制度変動は、変革主体によって推し進められる過程である。この過程は、時には変革支援主体によって後押しされ、時には抵抗主体による抵抗に遭遇する。変革容認主体や変革否認主体の存在が、この過程の成否を左右することもある。変革型制度変動は、これらの諸主体の直接的、間接的な闘いと協同の中で進行していく過程でもある。そして、個人や制度体がこれらの諸主体になっていくにあたって、我々が「実践的社会理論」と呼ぶものが大きな役割を果たしている。個人や制度体がどのような実践的社会理論を持っているのかによって、その個人や制度体がどの主体になっていくのかが規定されるといったことも起こり得る。本章の目的は、この実践的社会理論とはどのようなものかを説明し、その上で、実践的社会理論が変革型制度変動における諸主体の形成にどのように関わっているのかを説明することである。

では、実践的社会理論の説明から始めよう。実践的社会理論とは、実際に生じた社会現象や社会問題を認識したり、それに対処したりする際に依拠される知識や命題の集まりのことである。そして、この実践的社会理論は、シュッツの言う「手持ちの知識 knowledge at hand」の一部分に相当する。シュッツによると、「日常生活における人間は、自分の過去および現在の諸経験の解釈図式として自分に役立ち、しかもこれから起こることについての自分の予想をも規定しているひとつの利用可能な知識の集積を、いかなる所与のときにも見出すものである」（Schutz 1964=1991：377）。このような知識が手持ちの知識であり、それには、「私が自分自身でじかに体験したことがらが含まれているが、そればかりではなく、他者たち（私の同時代者と先行者）の諸体験を指示している社会的に獲得された私の知識もまた、そこには含まれている」（Schutz 1970=1996：32）。実践的社会理論は、こうした手持ちの知識の一部分に相当するものである。（なお、念のために記しておけば、シュッツは「実践的社会理論」という用語を使用していないし、ここで言う実践的社会理論に関する議論もとりたてて展開していない。本章の実践的社会理論に関する議論は我々自身によるものである。ただ、上記のように、ここ

で言う実践的社会理論はシュッツの言う手持ちの知識の一部分とみなせるようなものなのである。）

ところで、手持ちの知識は、人間が世界で生起するあらゆる事象を解釈する際の準拠図式として機能しているわけであるが、我々の理解によるとそれは様々な意味で雑多な構成を持っている。その雑多な構成を持つ手持ちの知識の中で、実践的社会理論がどのような位置を占めているのかをここで簡単に説明しておきたい。まず、手持ちの知識は、共有されている度合によって区分される。例えば、「太陽は周期的に昇ったり沈んだりする」とか「氷は溶ける」といった知識は誰もが所有している知識であるのに対して、「波動性を持つ量子力学的粒子の運動状態は、波動の時間的空間的変動を表す波動関数によって記述される」といった知識はごく限られた人々にしか所有されていない知識である。実践的社会理論の多くのものは、誰もが所有している知識ではない。かと言って、それは、ごく限られた人々にしか所有されていない知識でもない。実践的社会理論は、両者の中間に位置する手持ちの知識である。

また、手持ちの知識は、何らかの経験的事実に照らして検証されたり反証されたりすることがあるかどうかによっても区分される。例えば、「地球は私が生まれるよりずっと前から存在していた」といった命題は、何らかの経験的事実に照らして検証されたり反証されたりする命題ではない。このような命題は、「われわれが例えば歴史的、考古学的、地質学的、等々の具体的な探究を行う際、不問の前提となっているような命題である」（丹治 1996：112）。このような命題は、承認するしかないもの、飲み込む以外にない「神話」のごときものであり、我々は、子供の時から訓練と説得によって、否も応もなくこのような命題をたたき込まれ、それを受け継いできたのである。そして、このような命題を鵜呑みにすることによって、初めて、歴史的、考古学的、地質学的、等々の具体的な探究が可能となるのである（丹治 1996：112-113）。ウィトゲンシュタインは、このような命題の体系を「世界像 Weltbild」と呼んでいる。ウィトゲンシュタインによると、「私の世界像は、私とその正しさを納得したから私のものになったわけではない。私が現にその正しさを確信しているという理由で、それが私の世界像であるわけでもない」（Wittgenstein 1969=1975：31）。手持ちの知識は、間違いなくこのような「世界像」を含んでいる。ただ、手持ちの知識は、ウィトゲンシュタインの言う「世界像」につきるものではない。手持ちの知識には、一定の経験的事実に照らして検証されたり反証されたりする命題や知識も含まれている。すなわち、手持ちの知識の中には何らかの経験的事実にもとづいて反証されて廃棄されたり他のものにとって代わられる可能性のある命題や知識が含まれているということである。ある特定の個人が所有している手持ちの知識の中には、不問の前提として一生涯保持される知識と経験的事実にもとづく反証によって廃棄されたり他のものにとって代わられる可能性のある知識が含まれている。そして、実践的社会理論の多くは後者に該当する。経済発展、景気循環、失業、所得分配、階層、革命、民主化、投票行動等々に関する実践的社会理論が、経験的事実にもとづく反証によって廃棄されたり他のものにとって代わられる可能性があることは言うまでもないだろう。

さらに、手持ちの知識は、誰によってあるいはどのようにして作成されたのかによっても区分される。手持ちの知識の中には、認知心理学や社会心理学において「しろうと理論 lay theory」あるいは「素朴理論 naive theory」と呼ばれるものが含まれている。このしろうと理論あるいは素朴理論は、自然科学者や社会科学者によって自覚的な仮説検証の過程を経て精緻に作成されるものではない。それは、自然科学や社会科学を体系的に学んだことがない「しろうと」によって

(多くの場合、明示的に定式化されない形で)作成されるものである。認知心理学の研究成果によると、就学前の幼児は、すでに素朴生物学、素朴心理学、素朴物理学(特に素朴力学)を獲得しているという(稲垣 1996: 63-74)。これらの理論は、自然科学には「しろうと」の幼児が自ら作成したものである。また、他者から伝えられるしろうと理論・素朴理論も存在する。ある特定の個人が所有しているしろうと理論・素朴理論には、その個人自身によって作成されたものもあれば、他者から伝えられたものもあるのである。そして、このしろうと理論・素朴理論が手持ちの知識の大半を占めている。ただ、手持ちの知識は、しろうと理論・素朴理論につくものではない。人々は、自覚的な仮説検証の過程を経て構築され精緻化された「科学的」理論を学んで、それを自らの手持ちの知識とする場合もある。手持ちの知識の中には、しろうと理論・素朴理論と「科学的」理論の双方が含まれているのである。

では、実践的社会理論は、どちらに該当するのであろうか。しろうと理論を研究している社会心理学者アドリアン・ファーンハムも指摘しているように「多くの(実際にはほとんどの)経済学理論(たとえば、賃金理論・地代理論・利子理論・利潤理論)は、しろうとによってほとんど知られていないし理解もされていない」(Furnham 1988=1992: 143)。一般に人々が手持ちの知識として持っている経済現象に関する知識は、ほとんどの場合しろうと理論・素朴理論である。ただ、経済学の理論が人々の実践的社会理論の中に加わる時もある。ある商店主が、「経済上の悪い出来事は基本的に税率の引き上げのせいであり、減税は景気に大きなプラスの効果を持ち、歳出削減にともなう影響は微々たるものであり、減税は常に良い施策である」とみなすサプライサイド・エコノミクスを学んでそれを自らの実践的社会理論とし、それに依拠して経済現象を解釈するといったことは充分起こり得ることである。実際に起こった例を挙げれば、一九八〇年代初頭、イギリスで失業が急速に増大した時、人々は、一般の新聞を通して、インフレと失業の間にトレードオフの関係が存在することを示唆するフィリップス曲線を知ることになったと言われる(Furnham 1988=1992: 144)。このように、実践的社会理論は、ほとんどの場合しろうと理論・素朴理論であるが、社会学者によって作られた「科学的」理論であることもある。手持ちの知識の中には、しろうと理論・素朴理論と「科学的」理論の双方が含まれている。実践的社会理論は、ほとんどの場合前者に該当するが、後者に該当することもある。

実践的社会理論は、共有されている度合からすると、誰もが所有している知識とごく限られた人々にしか所有されていない知識の中間に位置する手持ちの知識である。また、それは、不問の前提として永続的に保持される知識ではなく、経験的事実にもとづく反証によって廃棄されたり他のものにとって代わられる可能性のある知識である。そして、それは、しろうと理論・素朴理論であることもあれば、「科学的」理論であることもある。

さて、以上のような手持ちの知識である実践的社会理論は、人々が、実際に生じた社会現象や社会問題を認識したり、それに対処したりする際に依拠する知識や命題の集まりであるが、それは、規範命題を含んでいることもある。例えば、雇用に関する実践的社会理論は、「終身雇用制度は人々の勤労意欲を失わせる」といった事実命題とともに「労働市場を流動化すべきである」といった規範命題を含んでいるのが通例である。規範命題を含む実践的社会理論は、単なる解釈図式にとどまるものではないのである。

また、実践的社会理論は、一般的なものと個別的なものに区分することができる。つまり、実践的社会理論は、社会現象、社会的変化、制度に関する一般的な知識・命題とある特定の社

会現象、社会的変化、制度に関する個別的な知識・命題とに区分されるのである。例えば、「晩婚化が進むと出生率が低下し社会の高齢化が促進される」といった知識は、前者に含まれる知識であり、「日本の短大卒の女性は銘柄大学を卒業した年収七〇〇～八〇〇万円程度の男性を結婚相手として求めているがなかなか見つからず晩婚化が進んでいる」といった知識は、後者に含まれる知識である。

なお、内山融は、政策作成の際に依拠される認識枠組みを「政策パラダイム」と呼んでいるが、この政策パラダイムは我々の言う実践的社会理論に含まれるものである。内山によると、「政策とは社会で生起する諸問題を解決するものであるといえようが、その際、問題の生じた原因とその解決手段は一義的に決まってくるものではない。現実とは多くの場合曖昧なものであり、多様な解釈の余地を残す。状況をいかに解釈するか——何を問題であるにとらえ、何を最適な解決策であるとするか——が政策選択に大きく影響するのである。そして、状況解釈の際には、一定の認識枠組みが重要な役割を果たす」（内山 1998：23）。内山は、そのような認識枠組み、すなわち「問題の所在とその解決手段の方向を指示する知的枠組み」（内山 1998：23）を「政策パラダイム」と呼んでいるわけであるが、これは、政治家や官僚が所有している実践的社会理論のことであると言ってよいだろう。

以上で実践的社会理論とはどのようなものかを説明した。では、この実践的社会理論は、変革型制度変動における諸主体の形成にどのように関わっているのだろうか。まず、変革（志向）主体の場合から考えてみよう。変革（志向）主体は、次のような過程を経て形成される。①当該の制度に関わる環境の変化あるいは当該の制度の実現機能の変化→②個人や制度体による当該の制度の現状が自らの利害得失にとってマイナスであるという判断もしくは当該の制度の現状が倫理的、道義的、社会的に好ましくない事態をもたらしている、あるいは将来もたらすであろうという判断→③個人や制度体による当該の制度の変革の主張とそのための活動。こうした過程の中でも、特に、個人や制度体が当該の制度の現状が自らの利害得失にとってマイナスであるという判断もしくは当該の制度の現状が倫理的、道義的、社会的に好ましくない事態をもたらしている、あるいは将来もたらすであろうという判断を下す過程において、さらに当該の制度の変革を主張しそのための活動を行うようになっていく過程において、実践的社会理論は大きな役割を果たすことがある。具体例を挙げよう。

例えば、幕末において高杉晋作が徳川幕府の廃絶と新しい統治機構の形成を目指す変革志向主体となっていくにあたっては、彼が持っていた実践的社会理論——とりわけ西欧列強の軍事力・経済力に関する知識、西欧列強によって半植民地化された清朝中国に関する知識、当時の幕吏の統治能力に関する知識——が決定的な役割を果たしている。高杉は、一八六二年、幕府が出貿易視察ために派遣した幕吏の団の一団の従者として上海に渡っている。この時、高杉は、清朝中国を半植民地化した西欧列強の軍事力・経済力に関する知識、西欧列強による半植民地化を招いてしまった清朝中国の統治機構に関する知識、能力も知識（例えば貿易に関する知識）も志もない幕吏の実態に関する知識を習得する。そして、これらの知識に依拠して、高杉は、アメリカと西欧の軍事的・経済的脅威が高まる中、徳川幕府がそのまま存続すれば日本の半植民地化という好ましくない事態をもたらされるだろうと判断し、徳川幕府の廃絶と新しい統治機構の形成を追求するようになっていったのである。また、周知のように西郷隆盛が討幕派に成長していったのも、西郷が一八六四年九月の会談で勝海舟から幕府の統治能力の実態に関する知識を伝授されたことをきっかけとしている。幕末期に統治機構の廃置を志向する変革（志

向) 主体が形成されるにあたっては、西欧列強の軍事力・経済力に関する知識、清朝中国の半植民地化に関する知識、当時の幕吏の実態に関する知識が大きな役割を果たしたのである。

もう一つ例を挙げよう。自民党が一九九〇年代後半に少年法の改正を志向する変革志向主体となっていくにあたっては、次のような実践的社会理論が大きな役割を果たしていたと思われる。それは、「刑罰という制裁を予告する法は犯罪を抑止する機能を持つ」、「予告される刑罰が軽微な場合には犯罪を抑止する機能は小さくなる」、「法が予告する刑罰を重くすることによって犯罪を抑止する機能を大きくすることができる」といった法に関する実践的社会理論である。ほとんどしろうと理論・素朴理論とみなすことができるこのような実践的社会理論は、自民党の政策パラダイムの一つである。自民党は、このような実践的社会理論に依拠して、凶悪な少年犯罪発生の原因の一端を少年法に求め、少年法をそのまま放置すれば少年犯罪が増えていくだろうとの判断を下し、刑罰適用範囲の拡大へ向けた少年法の改正を主張する変革志向主体となっていたのである。

以上のように実践的社会理論は、変革(志向)主体が形成されるにあたって大きな役割を果たすことがある。同様に、抵抗主体が形成されるにあたっても実践的社会理論が大きな役割を果たすことがある。抵抗主体となっていくのは、変革志向主体が実現しようとしている制度の変革によって自らの利益が損なわれてしまうと判断した個人や制度体、あるいはその変革によって倫理的、道義的、社会的に好ましくない事態がもたらされると判断した個人や制度体であるが、そのような判断がなされるにあたって、実践的社会理論が決定的な役割を果たすことがあるのである。ここでも少年法改正の例を挙げよう。日弁連は、自民党が中心となって推進していた少年法の改正に対して反対運動を展開していた。日弁連は、自民党が唱える少年法の改正が行われれば、倫理的、道義的、社会的に好ましくない事態がもたらされると判断して、抵抗主体となったのだった。そして、その日弁連が持っていた少年法に関する実践的社会理論は、次のようなものである。「厳罰化は少年犯罪を抑止する機能は持たない。そのことは、一九七〇年代以降におけるアメリカの経験によっても確認されている」、「厳罰は非行に陥った少年の立ち直りにとってはマイナスである」、「少年犯罪の防止は本来、家庭・学校・地域社会の教育効果を高める施策によって行われるべきであり、少年犯罪を防止することは少年法の責務ではない」、「日本の少年法は非行に陥った少年が再び非行に陥ることを防止する機能を十分に果たしてきている」。日弁連は、このような実践的社会理論に依拠して、自民党が唱える少年法の改正が行われれば、厳罰化を通して少年の立ち直りが妨げられるようになり、少年法が持っていた再犯防止の機能が失われることになると判断して、抵抗主体となっていたのであった。

さらに言えば、変革支援主体、変革容認主体、変革否認主体が形成されるにあたっても実践的社会理論は大きな役割を果たすことがある。変革志向主体が実現しようとしている制度の変革がもたらすであろう結果に関する判断によって、個人や制度体は、抵抗主体になったり、変革支援主体になったり、変革容認主体になったり、変革否認主体になったりする。そして、その判断の際、個人や制度体が持っている実践的社会理論が決定的な役割を果たすことがあるのである。言いかえると、どのような実践的社会理論を持っているのかによって、個人や制度体が(変革志向主体も含めた)どの主体になっていくのかが大きく規定されるといったことも起こり得るのである。特殊法人改革の例で言えば、「特殊法人の中には機能の重複したものが少なからず存在する。そして、それらを統合することによって、行政の無駄を省くことができる」、「特殊法人はかつては民間企業ができない仕事をしてきた。その意味では存在価値があったが、

今では民間企業がそのような仕事をする事ができる。よって、特殊法人の多くのものは不要であり、そのような特殊法人が存続し続けられれば、民間企業は仕事を奪われることになる」といった実践的社会理論を持っているのか、それとも「特殊法人という天下り先があることによって、日本の中央省庁は超特急の出世のコースを維持することができる。それによって、元来優秀な官僚の意欲はますます高まる。このことを考えれば、特殊法人の存在は長期的には日本社会全体にとってプラスであるということになる」といった実践的社会理論を持っているのかによって、当該の個人や制度体がどの主体になっていくのかが大きく規定されるということもあったと思われる。

もちろん、所有している実践的社会理論によって、どの主体になるのかが自動的に決まってしまうわけではない。個人や制度体が変革型制度変動に関わるいずれかの主体になっていくにあたっては、実践的社会理論以外の要因も一定の役割を果たしている。例えば、ある実践的社会理論に依拠してある制度の現状が好ましくない事態をもたらしていると判断したとしても、十分な資源——財、貨幣、情報、便益、人員——を持っていない場合には、その主体は変革承認主体にとどまり変革支援主体にはならないといったことがあるだろう。また、個人の場合には、その気質やパーソナリティによって、ある特定の主体になったりならなかったりといったことがあり得るだろう。

4. 制度を変革するための実質的な作業

変革型制度変動とは、変革主体によって引き起こされる制度変動のことである。では、変革主体は、制度を変革するために実際にどのような作業を行っているのであろうか。言いかえると、実際にどのような作業を行えば、変革志向主体は制度を変革することができるのだろうか。この問いに答えるにあたってまず確認しておきたいのは、前稿の2でも指摘したように、どのような制度の場合でもその制度を変革するための手続きはルールによって規定されており、また、その手続きに従って制度の変更作業を行う権限を与えられている主体もルールによって規定されているということである。制度の変革作業は、ルールによって規定された主体すなわち制度的な変革志向主体がルールに定められた手続きに従って進める場合と非制度的な変革志向主体がルールに定められた手続きに従わないで進める場合がある。そして、前者の場合と後者の場合とでは、制度を変革するための実質的な作業は異なってくる。よって、上記の問いは、この二つの場合に分けて答えられなければならない。ここでは、まず、制度的な変革志向主体が手続き的ルールに従って変革作業を進める場合から答えることにしよう。

制度的な変革志向主体が手続き的ルールに従って遂行する制度変動には、具体的な制度の変更案を作成して実質的な変革作業を推し進め、最終的な制度の変更も自ら決定し遂行する主体によって達成されるケースとまず実質的な変革主体が制度の変革作業を推し進め、その変革主体が提起する制度の変更案を最終的には変革承認主体が承認することによって達成されるケースがある。（変革承認主体に関しては、すでに前稿の2で説明を行っている。）より多く観察されるのは後者のケースである。以下では、まず、この後者のケースにおいて、制度的な主体が制度を変革するために実際にどのような作業を行っているのかを考えてみたい。最初に基本的なことを確認しておけば、後者のケースにおいては、変革承認主体が最終的に制度の変更を決定し遂行することになるが、変革承認主体はあくまでも形式的な変革主体であり、実質的な変

革主体は変革承認主体に制度の変更案を提起することになる主体であるということである。また、手続き的ルールに従って提起されてくる制度の変更案を承認したり棄却したりする権限を持つ変革承認主体は、ほとんどの場合制度体であり、この制度体の各役割に充当された諸個人が、(これもほとんどの場合) 審議という制度的相互行為を通して提起された制度の変更案を承認するのか棄却するのかを決定するのが通例である。さらに、制度の変更案を作成した当の主体が、変更案を承認するのか棄却するのかを決定する審議に加わることも通例である。

では、後者のケースにおいて、実質的な変革志向主体はどのような作業を行えば制度の変革に成功し、変革主体となることができるであろうか。この主体が、まず行わなければならないのは、制度の変更案——例えば、制度体のデザイン、制度的相互行為のSCRIPT、ルール内容等の変更案——を作成することである。この作成作業が骨の折れる作業であることは間違いない。場合によっては、制度の変更案を作成する作業が抵抗主体によって妨害されることもある。そして、制度の変更案が首尾よく作成されても、それだけでは制度の変革は実現されない。この制度の変更案が変革承認主体に承認されてはじめて制度の変革は実現されることになる。

そして、手続き的ルールに従った制度変革を目指す変革志向主体にとってもっとも困難な作業は、制度の変更案に対する変革承認主体の承認を獲得することである。上記の審議に参加する諸個人の中に変更案に異議を唱える抵抗主体が多数存在する場合には特にそうである。では、変革志向主体は、変革承認主体の承認を獲得するためにどのような作業を実際に行っているのだろうか。一般に観察されるのは、以下のような作業である。

- ① 審議に参加する人々及び審議に参加しない人々の間での変革支援主体や変革容認主体の獲得。審議に参加する人々の間で変革支援主体や変革容認主体を増やすことは直接的に変革承認主体による承認の獲得につながるが、審議に参加しない人々の間で変革支援主体や変革容認主体を増やすことも承認の獲得を容易にする。
- ② 制度の変革を阻止しようとする抵抗主体の活動への対処。制度の変革作業を断念させようとする抵抗主体の妨害に屈しないことはもちろんであるが、さらに抵抗主体による説得——制度を変更しようとする態度そのものを変えてしまうことを目的とする説得——を受け流したり、抵抗主体が変革否認主体を獲得しようとする活動を無効化したりすることも変革承認主体の承認を獲得するためには必要である。
- ③ 審議に参加する抵抗主体の態度を変更させるための働きかけ。制度の変更案に対する抵抗主体の態度を変更させ、抵抗主体を抵抗主体でなくしてしまえば、変革承認主体の承認を獲得する可能性は大きく高まる。

制度変革の最終的な決定と遂行を変革承認主体に委ねることになる変革志向主体が、制度変革のために実質的に行っている作業は以上のようなものである。

それでは、制度変革の最終的な決定と遂行を変革承認主体にゆだねることなく単独で制度を変革する権限を与えられている変革志向主体は、どのような作業を行っているだろうか。まず言えることは、このような主体は、制度変革を遂行するために、抵抗主体の活動を無効化したり変革容認主体の数を増やす必要はないということである。単独で制度を変革する権限を与えられているのだから、それは当然のことだろう。このような主体にとっては、制度の変更案を作成することがもっとも主要な課題ということになる。慶応の幕政改革を遂行するにあたって、徳川慶喜が行わなければならなかった実質的な作業は、老中板倉勝静、同稲葉正邦、同小笠原長行、大目付永井尚志、勘定奉行小栗忠順、外国奉行平山敬忠、同栗本鯤、あるいはフランス

公使ロッシュといったブレインたちと共同で軍制改革案及び幕府のデザインの変更案を作成することだった。

なお、手続き的ルールに従った制度の変革を追求する変革志向主体の中には、制度の変更作業を行う権限を与えられていない主体、すなわち非制度的な主体も存在している。このような主体の具体例としては、例えば、司法制度改革を唱えた財界（経団連や経営法友会）の例が挙げられる。財界は、変革承認主体に直接司法制度の変更案を提起する権限を与えられていなかったし、司法制度の変更案を承認するのか棄却するのかを決定する審議に参加する権限も与えられていなかった。財界は、非制度的な変革志向主体であった。財界は、自ら実質的な変革作業を推し進めることはできなかった。しかし、非制度的な変革志向主体であっても制度変革の必要性をアピールしたり、制度的な主体に働きかけることによって、自らが望むような（手続き的ルールに従った）制度変革の実現を追求することは可能である。事実、財界は、司法制度改革を求める意見書（例えば、一九九八年に経団連が公表した「司法制度改革についての意見」）を作成したり、自民党に働きかけることによって、司法制度改革を主導した。非制度的な変革志向主体は、手続き的ルールに従った制度変革を自ら遂行することはできないが、場合によっては、そのような変革の流れを形成することはできるのである。

さて、変革型制度変動は、ほとんど場合手続き的ルールに従って進められるが、時には、手続き的ルールに準拠しないで制度が変革されることもある。そして、そのような制度変革に該当するのは、主に「革命」と呼ばれるような統治機構の廃置である。ここでは、この「革命」と呼ばれるような統治機構の廃置を実現するために、変革志向主体はどのような作業を実際に行っているのかをごく手短かに述べたい。

「革命」と呼ばれるような統治機構の廃置を実現するためには、まず旧統治機構を廃絶し、次にそれに代わる新統治機構を創設しなければならない。そして、これらの課題を実現するにあたって、変革志向主体——ほとんどの場合、非制度的な変革志向主体であるが制度的な変革志向主体の時もある——は以下のような作業を行っている。

- ① 旧統治機構を廃絶するためのプラン及び新統治機構のデザインの作成。手続き的ルールに従わないで統治機構の廃置を実現しようとする変革志向主体は、まず、旧統治機構を非制度的に廃絶するためのプランとそれに代わる新統治機構のデザインを作成している。
- ② 変革支援主体及び変革承認主体の確保。手続き的ルールに従わないで統治機構の廃置を実現することになる変革志向主体は、十分な数の変革支援主体と変革承認主体を確保しているのが通例である。
- ③ 旧統治機構を廃絶するための活動。ルールに定められた手続きに従わないで統治機構の廃置を実現しようとする変革志向主体は、強圧的な手段によって、旧統治機構の活動を停止させることになる。言いかえると、旧統治機構の各役割に充当された諸個人が各役割に割り振られた行為群を遂行することを強圧的にやめさせることになる。
- ④ 新統治機構のデザインの公表及び各役割への諸個人の充当。統治機構の廃置を完遂するには、旧統治機構を廃絶した後、それに代わる新しい統治機構を創設しなければならない。変革志向主体は、新しい統治機構を創設するべく、まず、そのデザインを公表し、そのデザインに定められた各役割に生身の諸個人を充当する。そして、その諸個人が各役割に割り振られた行為群を遂行するようになった時点で、新しい統治機構が生成し、統治機構の廃置が達成されたことになる。

以上で変革志向主体が制度を変革するために行う実質的な作業がどのようなものであるのかを、ルールに定められた手続きに従って進める場合とルールに定められた手続きに従わないで進める場合に分けて説明した。変革型制度変動の過程とは、変革志向主体が上記のような作業を遂行していく過程であると言えよう。

5. 「変革すべき現実」のプラクティカルな構成

ある特定の制度の変革を目指す変革志向主体は、ルールに定められた手続きに従って変革作業を進める場合にせよ、そうでない場合にせよ、変革支援主体及び変革容認主体を獲得するという作業を行っているのが通例である。本章の課題は、この作業が「変革すべき現実」のプラクティカルな構成を通して遂行されていることを指摘することにある。さっそく本題に入ろう。

社会問題の構築主義的研究は、社会問題を「何らかの客観的な社会の状態としてではなく、「解決を要するこれこれの問題がある」というさまざまなクレーム（主張、要望、要求、訴え、指摘…）の申し立てとそれに対する共感的または対抗的なさまざまな応答が、しばしば論争やかけひきといった形を取りながら織りなす相互作用とコミュニケーションの過程」（中河 1998：107）として捉えてきた。クレームの申し立て claims-making とは、「ある「社会の状態」について、それはほうってはおけない、我慢ができない、不当である等々と訴え、その解決を求める言語行為のこと」（中河 2001：16）であり、この申し立てによって社会問題の構築が始まると構築主義は主張する。社会問題とは「何らかの客観的な社会の状態」ではなく、言語行為及び相互行為によって生み出される「社会的な」構築物であると明確に指摘したことは、構築主義の大きな功績である。

ただ、このような考え方は、構築主義の発想の源泉の一つであるエスノメソドロジーの中にすでに含まれていた。エスノメソドロジーによると、「私たちが安心して寄りかかっている現実には、「外に」私たちと無関係に存在しているのではなく、むしろ徹頭徹尾私たちの協働作業に依存している。現実はいわゆる、私たちのやりとりを通して段階的に組み立てられている」（山田 1998：77）。現実には、「行為者たちがその相互作用のなかで、それを見、それについて語り、説明し、しかも同じこの過程を通して、相互の行為や発話を理解可能なものにしていくその程度に応じて、そのリアリティを獲得し、その意味も共有されるものになる」（山口 1982：95）のである。エスノメソドロジーは、叙述、説明、解釈といった行為者たちのその都度の実践によって、現実の事実性や客観性が構成されていくと考える⁽¹⁾。そして、クレームの申し立てとそれに対する様々な応答によって社会問題が構築されていく過程は、叙述、説明、解釈といった行為者たちの実践のやりとりによって現実が構成されていく過程の一つの例とみなすことができるだろう。行為者たちの協働実践は、社会問題という現実も構成するわけである。社会問題の構築は、現実のプラクティカルな構成の一環である。

さて、ある特定の制度の変革を目指す変革志向主体は、通常、変革支援主体及び変革容認主体を獲得しようとするわけだが、その獲得作業は、社会問題のプラクティカルな構成を通して進められることがほとんどである。変革志向主体は、たいていの場合、変革しようとしている当の制度が大きな問題を抱えていることを強調する。当の制度を変革しようとする動機がどのようなものであれ、変革志向主体は、その制度が現状のまま存続していることがいかに倫理

的、道義的、社会的に好ましくない事態をもたらしているのかを訴える。すなわちクレイムの申し立てを行うわけである。そして、そのクレイムの申し立てが共感的な応答を呼び、当の制度の問題点に論及する言語行為が積み重ねられていけば、好ましくない制度が存在しているという社会問題、言いかえると好ましくない制度が存在しているという「変革すべき現実」が構成される。変革志向主体のクレイムの申し立てを端緒として、好ましくない制度が存在しているという「変革すべき現実」がプラクティカルに構成されるわけである。そして、このような現実がいったん構成されてしまえば、当の制度を変革しようとする作業は正当性を持つことになり、その作業を支援しようとする主体やその作業を容認する主体が増えていくことになる。変革支援主体及び変革容認主体を獲得しようとする変革志向主体にとって、クレイムの申し立てを行うことによって「変革すべき現実」を構成することはほとんど不可避の課題と言ってよいだろう。（なお、「変革すべき現実」を構成しようとする変革志向主体の活動は、しばしば抵抗主体による妨害に遭遇することになる。このことに関しては次号で論及することにした。）

では、ここで、具体例を見てみることにしよう。二〇〇〇年の少年法改正において中心的な変革主体となった自民党は、一九九七年七月以来、少年法改正に向けての活動を続けていたが、その過程において、クレイムの申し立てに該当する活動も行っている。そのクレイムの中身は、「少子化が進む一方で、少年犯罪は増加の傾向にあり、凶悪化、粗暴化に加えて、低年齢化の傾向が目立っている」、「保護と育成という理念を持つ少年法は、非行の凶悪化・低年齢化の傾向に対して十分な抑止力になっていない」、「現代の少年たちは罪を犯せば罰せられるという規範意識を持っていない」、「現行の少年法は、少年を甘やかすだけとなるような意味での保護主義に偏している」、「保護主義を理念とする現行の少年法のもとでは、少年犯罪の真相解明が必ずしも十分に行われていない」といったものだった⁽²⁾。自民党は、このようなクレイムの申し立てを様々なメディアを通して行い、それを端緒として、「少年に対して甘い現行の少年法が少年犯罪の増加及び凶悪化・低年齢化を助長している」あるいは「少年たちに罪を犯せば罰せられるという規範意識を植え付けない、そして、少年犯罪の増加及び凶悪化・低年齢化を助長している問題のある少年法が存在している」という「変革すべき現実」を広く国民の間で構成し、変革容認主体を増やそうとしていたのだと思われる。

また、特殊法人改革に関して言えば、二〇〇一年四月に小泉内閣が発足して特殊法人改革が本格的に始動する以前から、特殊法人の変革を目指す変革志向主体は、「民間が独自にやっていた分野は、特殊法人などの活動を必要としなくなっている」（小泉 1997：28）、「財政投融资で運営されている特殊法人や政府機関などは、全省庁の官僚の、天下りの受け皿」（小泉 1997：29）となっている、二三兆円もの累積債務を抱える日本道路公団のような特殊法人には毎年巨額の補助金が投入されており、それが国家財政の状況をますます悪化させている（猪瀬 1997：93-96）といったクレイムの申し立てを行っていた。一九九〇年代中頃の時点では、特殊法人や公益法人の実態はまだ広く知られていなかった。そのような時期から、彼らは、以上のようなクレイムの申し立てを行い、それを端緒として、本来の存在意義を失った特殊法人が不当に民業を圧迫しているという現実、キャリアからノンキャリアにいたるまで各省庁の退官者は特殊法人に天下ることによって甘い汁の恩恵に浴しているという現実、及び特殊法人が寄生虫のように国家財政を食い荒らしているという現実が、国民の間で構成されていったのである。

なお、クレイムの申し立てを端緒として、好ましくない制度が存在しているという「変革すべき現実」が構成されるには、そのクレイムの申し立てが共感的な応答を惹起しなければなら

ない。クレイムの申し立てが共感的な応答を惹起するには、制度の現状を糾弾するクレイムの内容が説得力あるいは「もっともらしさ plausibility」を持っていなければならない。そして、クレイムの内容が説得力あるいは「もっともらしさ」を持つためには、クレイムを表現する仕方が適切なものでなければならない。すなわち、クレイムを表現するにあたって適切なレトリックが選択されなければならない。「レトリックはクレイム申し立てにとって周知的なものでなく中心的なものである」(Best 1987=2000: 179)。レトリックの選択がクレイム申し立ての成否を左右する (Best 1987=2000: 185)。叙述の展開の巧みさ、インパクトのある事例やデータの呈示、効果的なメタファーの使用などが、クレイムに説得力あるいは「もっともらしさ」をもたらす、共感的な応答を惹起する。好ましくない制度が存在しているという「変革すべき現実」を構成することによって変革支援主体及び変革容認主体を獲得しようとする変革志向主体は、適切なレトリックによってクレイムを表現する技量を備えていなければならないと言えるだろう。

〔註〕

- (1) なお、「構築主義の出発宣言として言及されてきた」(Berger 2011=2015: 114) バーガー&ルックマンの知識社会学の枠組みにも、いわゆる現実が行為者たちの社会的協同作業によって構成されるという視点が含まれている。そもそも彼らの著書のタイトルが『現実の社会的構成』(一九六六年)であり、その冒頭において彼らは「現実社会的に構成されており、知識社会学はこの構成が行なわれる過程を分析しなければならない」(Berger&Luckmann 1966=1977: 1) と主張している。しかし、バーガーによると、『現実の社会的構成』の立場は、構築主義のそれと同じではない。バーガーは、構築主義の立場を次のように要約する。「あらゆる現実社会的に構成されるのだから、客観的な真理など存在せず、少なくともそのようなものに到達することはできない。実際、事実というものは存在せず、あるのはただ「語り」だけである。複数の「語り」の間に認識論上の判断を下すための客観的方法など存在しない。ひとにできるのは「語り」を「脱構築」すること——つまり「語り」が不変的に表現している利害関心の仮面を暴露すること——である。」(Berger 2011=2015: 122) これに対して、バーガーらは、「実際には多様な「語り」以外には何も存在しない」とは考えない (Berger 2011=2015: 123)。構築主義者たちは、『現実の社会的構成』の枠組みを借用した。しかし、彼らは、自分たちの概念構築のためにそれを「翻訳」し、いわば「ポストモダン化」してしまった (Berger 2011=2015: 124)。バーガーらの枠組みと構築主義の間には、差違がある。その差違については、また別の機会、別の文脈で論じてみたいと思う。
- (2) 一九九八年一月に自民党政務調査会法務部会少年法に関する小委員会によって出された「少年法改正に関する小委員会報告書」、二〇〇〇年五月に上記委員会によって出された「少年法の在り方について」などを参照。

〔文献〕

- Berger, P. 2011 *Adventures of an Accidental Sociologist: How to Explain the World without Becoming a Bore*, Prometheus Books. =2015 森下伸也訳『退屈させずに世界を説明する方法』新曜社
- Berger, P. & Luckmann, T. 1966 *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Anchor Books. =1977 山口節郎訳『日常世界の構成——アイデンティティと社会の弁証法』新曜社
- Best, J. 1987 “Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problem”, *Social Problems*, 34 (2): 101-121. =2000 足立重和訳「クレイム申し立てのなかのレトリック——行方不明になった子どもという問題の構築」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社

- Furnham, A. F. 1988 *Lay Theories: Everyday Understanding of Problems in the Social Sciences*, Pergamon Press.
=1992 細江達郎監訳『しろうと理論——日常性の社会心理学』北大路書房
- 稲垣佳世子 1996「概念的発達と変化」波多野諄余夫編『認知心理学5 学習と発達』東京大学出版会
- 猪瀬直樹 1997『日本国の研究』文藝春秋
- 小泉純一郎 1997『小泉純一郎の暴論・青論』集英社
- 中河伸俊 1998「レイベリングからトラブルの自然史へ——逸脱と社会問題の研究へのエスノメソドロジーの影響」山田富秋・好井裕明編『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房
- 中河伸俊 2001「Is Constructionism Here to Stay? ——まえがきにかえて」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版
- Schutz, A. 1964 *Collected Papers II: Studies in Social Theory*, Martinus Nijhoff. =1991 渡部光・那須壽・西原和久訳『アルフレッド・シュッツ著作集 第3巻 社会理論の研究』マルジュ社
- Schutz, A. 1970 *Reflections on the Problem of Relevance*, Yale University Press. =1996 那須壽・浜日出夫・今井千恵・入江正勝訳『生活世界の構成——レリヴァンスの現象学』マルジュ社
- 丹治信春 1996『言語と認識のダイナミズム』勁草書房
- 内山 融 1998『現代日本の国家と市場』東京大学出版会
- Wittgenstein, L. 1969 *Über Gewissheit*, Basil Blackwell. =1975 黒田亘訳「確実性の問題」『ウィットゲンシュタイン全集9 確実性の問題・断片』大修館書店
- 山田富秋 1998「エスノメソドロジーの現在」山田富秋・好井裕明編『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房
- 山口節郎 1982『社会と意味——メタ社会学的アプローチ』勁草書房